

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

令和 3 年 7 月 29 日

Shinwa Wise Holdings 株式会社

令和3年7月29日

株式交換に係る事前開示事項

東京都中央区銀座七丁目4番12号
銀座メディカルビル2F
Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表取締役 倉田 陽一郎

当社は、令和3年7月29日付でアイアート株式会社（以下、「アイアート」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和3年9月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、アイアートを株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当該事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、当該事項はありません。

以上

株式交換契約書

Shinwa Wise Holdings 株式会社（以下「甲」という）とアイアート株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行う。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： Shinwa Wise Holdings 株式会社

住所： 東京都中央区銀座七丁目 4 番 1 2 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： アイアート株式会社

住所： 東京都港区新橋五丁目 1 4 番 1 0 号新橋スクエアビル 3 F

第 3 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2021年9月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第 4 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く）に対して、乙の普通株式に代わり、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く）が保有する乙の普通株式の合計数に 2544.5 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 前項の対価の割当てに関して、甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（但し、甲を除く）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 2544.5 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第 6 条（株式交換契約の承認）

甲は 2021 年 8 月 26 日に定時株主総会を、乙は 2021 年 7 月 29 日に臨時株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、甲の同意を以て、これを行う。

第8条（乙による剰余金の配当の制限）

乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の臨時株主総会により、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式は除く）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）において乙が保有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取り請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む）の全部を基準時において消却する。

第10条（秘密保持）

1 甲及び乙は、本契約の締結に関連した交渉の経緯及び内容、本契約の締結に関連して相手方当事者から開示された秘密情報について、相手方当事者の書面による事前の同意がある場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本契約に基づき本株式交換を実施する目的以外で使用してはならない。但し、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合を除く。

(1)法令または証券取引所の規則上必要である場合

(2)自己の役員及び従業員に対して、本契約のために合理的に必要とされる範囲で秘密情報を開示する場合（但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。）

(3)弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他法律上守秘義務を負うアドバイザーに開示する場合

(4)公的機関の要請に従って開示する場合

2 前項に関わらず、次の各号に定める情報については、秘密情報から除外される。

(1)開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報

(2)開示を受けた時点で、既に公知であった情報

(3)開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

(4)受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(5)受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報

3 甲及び乙は、本契約が解除された場合には、相手方当事者からの要請に従い、相手方当事者から開示された秘密情報が記載又は記録された媒体を速やかに返却又は廃棄する。

第11条（表明保証）

甲及び乙は、本契約締結日及び効力発生日において、下記の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1)日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。
- (2)本契約の締結及び履行について、取締役会の決議も含め、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続きを完了しており、その他第三者との契約にも違反するものではないこと。
- (3)乙の株式数及び株主名は甲に交付した株主名簿記載のとおりであり、同株主名簿に記載されている株式以外に、発行されている乙の株式は存在せず、また、同名簿に記載されている株主以外に、株主は存在しないこと。
- (4)相手方に対して開示した期間における計算書類（以下「本件計算書類」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されており、それぞれの本件計算書類が対象とする各期日、及び同日に終了した年度又は期間における対象会社の財務状態及び経営成績を重要な点において適正に示していること。また、本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、また、記載すべき重要な事項の記載を欠いていないこと。
- (5)本件計算書類に表示されている債務及び本基準日以降通常の業務の範囲内において生じた債務以外に、重大な債務（オフバランス取引、保証債務等の未発生の債務、潜在債務、偶発債務、簿外債務、契約不適合責任・不法行為に基づく債務、労働債務、保証債務、租税債務に基づく債務を含むが、これらに限られない。）を負担していないこと。
- (6)その資産、経営、業務遂行、財政状態、業績、キャッシュ・フローの状況その他の状態、若しくは業績予想等、又は本株式交換に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しないこと。また、甲及び乙の財産又は収入に対して担保提供、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分はなされておらず、また、そのおそれもないこと。
- (7)債務超過、支払不能又は支払停止等に該当する事実その他の倒産手続の開始事由は生じておらず、それが生じるおそれもないこと。

第12条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、自らまたは役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じとする。)に現在及び将来にわたって該当しないこと、並びに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。

- (1)反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
- (5)その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有すること

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、反社会的勢力への該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
- 4 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

第13条（本契約の変更及び解除）

- 1 本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議し、合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次のいずれかの場合には、効力発生日前に限り、本契約を解除することができる。
 - (1)相手方が第11条に定めるそれぞれの表明保証に、本株式交換の実行に重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
 - (2)相手方が本契約上の義務について重大な不履行又は違反があった場合
 - (3)自らの責めに帰すべからざる事由により、効力発生日までに、本株式交換が実行されなかった場合
 - (4)相手方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立てがされた場合

第14条（補償）

甲及び乙は、本契約に定められた義務に違反し又は表明保証した事項が真実かつ正確でなかったことによって、相手方に損害、損失、費用等が生じた場合は、相手方に対して、当該損害等を賠償又は補償する。

第15条（費用）

甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第16条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第17条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第18条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

第19条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第20条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

2021年7月29日

甲：

東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表取締役 倉田 陽一郎



乙：

東京都港区新橋五丁目14番10号
新橋スクエアビル 3F
アイアート株式会社
代表取締役 伊勢 彦信



別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | SWH (株式交換完全親会社) | アイアート (株式交換完全子会社) |
|----------------|-------------------------|----------------------|
| 株式交換に係る割当て比率 | 1 | 2544.5 |
| 株式交換により交付する株式数 | SWHの普通株式：2,544,500株(予定) | |

(注1) 株式の割当比率

アイアートの普通株式1株に対して当社の普通株式2544.5株を割当て交付いたします。なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはアイアートの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及びアイアートは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終のアイアートの株主名簿に記載または記録されたアイアートの株主の皆様に対し、アイアートの普通株式に代わり、その有するアイアートの普通株式の数の合計に2544.5を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する予定です。また、当社は、本株式交換により交付する一部の株式に、当社が保有する自己株式332,882株を充当する予定であるため、新たに2,211,618株の普通株式を発行する予定です。なお、アイアートは、本日現在では自己株式を保有していないものの、本株式交換により当社がアイアートの発行済株式(但し、当社が保有するアイアートの株式は除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに自己株式を保有することとなった場合(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取り請求に係る株式の買取りによってアイアートが自己株式を保有することとなる場合を含みます。)には、法令等に従い、その全部を、基準時をもって消却する予定です。

また、本株式交換により交付する株式数は、2021年7月15日現在におけるアイアートの発行済普通株式の総数(1,000株)に基づいて算定した普通株式数であり、アイアートによる自己株式の取得・消却等の理由により変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるアイアートの株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領することになりますが、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取り制度(100株未満株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度(100株への買増し) 会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の売り渡しを請求できる制度です。

(注4) 一株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるアイアートの株主の皆様に対しましては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アイアートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社監査役会からの株式交換におよぶ前提条件と子会社化後の「のれん代」の償却等による税務会計上の留意と特別利害関係者を含むガバナンスの安定に関する指摘事項等々を考慮したうえで、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、本日開催された取締役会において、本株式交換契約の締結を決議いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはアイアートの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態

が発生または判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及びアイアートは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を担保するため、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング（以下、「キャピタル・ストラテジー」といいます。）に算定を依頼いたしました。

キャピタル・ストラテジーは、当社及びアイアートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

キャピタル・ストラテジーは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日を基準日として、東京証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を採用した。アイアートについては、美術商を営む上場会社の中で、美術品関連がテーマの企業を選定したが、アイアートの主たる事業であるオークション事業を営む比準対象の想定類似会社が1社であったため、類似会社比準法の適用が困難であることから、類似会社比準法を不採用といたしました。加えて、アイアートの将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

キャピタル・ストラテジーが各評価手法に基づき算出した株式交換比率（アイアートの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当数）は以下のとおりです。

| 採用手法 | | 株式交換比率の 算定レンジ |
|-------|-------|-----------------------------------|
| SWH | アイアート | |
| 市場株価法 | DCF法 | 1 : 1 7 2 3 . 9 ~ 1 : 2 2 5 4 . 4 |

キャピタル・ストラテジーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でキャピタル・ストラテジーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、キャピタル・ストラテジーは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っ

ておりません。キャピタル・ストラテジーによる株式交換比率の算定は、アイアートの中期事業計画（2021年10月期～2025年10月期）及び直近までの業績動向などを考慮した財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

また、上記DCF法による算定の基礎となるアイアートの財務予測には、今後の新型コロナウイルス感染拡大等に伴う、事業運営への影響や当社の完全子会社化によるシナジー効果などは考慮しておりません。営業利益については、2020年10月期の34.3百万円に対し、2021年10月期は30.9百万円（9.9%減）と減益を見込んでおりますが、これは2020年4月以降の断続的に発令されている新型コロナウイルス感染症拡大防止策等による、オークション開催自粛とそれらに伴う収益の減少によるもので、今後の業績に及ぼす影響は軽微なものと考えます。なお、算定の前提条件として、大幅な増減益は見込んでおりません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となるアイアートは非上場会社であることから、該当事項はありません。

（4）公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換に際して、公正性を担保することを目的とし、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関としてキャピタル・ストラテジーを選定し、本株式交換に関する株式交換比率の算定書を取得いたしました。なお、当社は、キャピタル・ストラテジーより、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社及びアイアートは、キャピタル・ストラテジーによる算定結果及び外部専門家も交えたデューデリジェンスの結果等を踏まえ、両社で協議・交渉を行ったうえで本株式交換における株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、上記2.（3）「本株式交換による割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

（5）利益相反を回避するための措置

当社の取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案は、当社の全取締役（アイアートの取締役を兼務し、かつ株主である伊勢彦信氏と秋元之浩氏及び株主である倉田陽一郎氏を除きます。）の全員一致により承認可決されております。また、当社の監査役会は、本株式交換にあたり、以下利益相反関係を伴う特別利害関係者がいることを鑑み、今後の社外取締役によるガバナンスを高めるために、中立的な社外取締役の選任をするべきであるとの旨の意見を述べております。なお、倉田陽一郎氏（当社代表取締役社長兼アイアート株主）及び伊勢彦信氏（当社取締役会長兼アイアート代表取締役兼アイアート株主）及び秋元

之浩氏（当社社外取締役兼アイアート社外取締役兼アイアート株主）は、特別利害関係者として、利益相反を回避する観点から、いずれも当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加していません。

4. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

決 算 報 告 書

(第 12 期)

自 令和 元 年 11 月 1 日
至 令和 2 年 10 月 31 日

アイアート株式会社

東京都港区新橋5-14-10-3F

貸借対照表

アイアート株式会社

令和 2年10月31日 現在

単位：円

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流 動 資 産】 | 【 462,777,705】 | 【流 動 負 債】 | 【 220,888,912】 |
| 現 金 ・ 預 金 | 80,164,375 | 未 払 金 | 74,225 |
| 商 品 | 2,790,160 | 未 払 費 用 | 23,563,627 |
| 短 期 貸 付 金 | 60,000 | 未 払 法 人 税 等 | 1,787,500 |
| 立 替 金 | 613,015 | 預 り 金 | 25,791,709 |
| 前 払 費 用 | 3,043,304 | 仮 受 金 | 159,558,951 |
| 未 収 入 金 | 307,721,257 | 未 払 消 費 税 | 10,112,900 |
| 仮 払 金 | 68,385,594 | 【固 定 負 債】 | 【 30,000,000】 |
| 【固 定 資 産】 | 【 6,204,476】 | 長 期 借 入 金 | 30,000,000 |
| (有形固定資産) | (6,194,476) | 負 債 合 計 | 250,888,912 |
| 工 具 器 具 備 品 | 6,194,476 | | |
| (投資その他の資産) | (10,000) | | |
| 出 資 金 | 10,000 | | |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 【株 主 資 本】 | 【 218,093,269】 |
| | | 資 本 金 | 50,000,000 |
| | | (利 益 剰 余 金) | (168,093,269) |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 168,093,269 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 168,093,269 |
| | | 純 資 産 合 計 | 218,093,269 |
| 資 産 合 計 | 468,982,181 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 468,982,181 |

損益計算書

アイアート株式会社

自 令和元年11月 1日

至 令和 2年10月31日

単位：円

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|---------------------|-------------------|-------------|
| 【売 上 高】 | | |
| 売 上 手 数 料 | 291,133,447 | |
| 掲 載 料 | 11,905,991 | |
| そ の 他 売 上 | 2,905,607 | 305,945,045 |
| | 売上総利益金額 | 305,945,045 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | 271,552,927 |
| | 営業利益金額 | 34,392,118 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受 取 利 息 | 6,003,778 | |
| 受 取 配 当 金 | 201 | 6,003,979 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支 払 利 息 割 引 料 | 3,430,032 | |
| 雑 損 失 | 100,000 | 3,530,032 |
| | 経常利益金額 | 36,866,065 |
| | 税引前当期純利益金額 | 36,866,065 |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 10,500,000 |
| | 当期純利益金額 | 26,366,065 |

販売費及び一般管理費

アイアート株式会社

自 令和元年11月 1日

至 令和 2年10月31日

単位：円

| 科 目 | 金 額 | |
|-------|------------|-------------|
| 役員報酬 | 15,280,645 | |
| 給与手当 | 65,760,274 | |
| 賞与 | 8,040,000 | |
| 法定福利費 | 9,440,121 | |
| 福利厚生費 | 509,092 | |
| 旅費交通費 | 5,201,855 | |
| 通信費 | 8,060,992 | |
| 交際費 | 693,086 | |
| 減価償却費 | 53,584 | |
| 賃借料 | 10,219,746 | |
| 保険料 | 34,609,502 | |
| 修繕費 | 318,715 | |
| 水道光熱費 | 1,015,300 | |
| 消耗品費 | 3,252,163 | |
| 租税公課 | 126,015 | |
| 運賃 | 2,121,929 | |
| 事務用品費 | 32,065 | |
| 広告宣伝費 | 23,425,041 | |
| 支払手数料 | 48,761,718 | |
| 諸会費 | 55,966 | |
| 新聞図書費 | 224,819 | |
| 地代家賃 | 31,999,680 | |
| 車両費 | 378,777 | |
| 会議費 | 22,861 | |
| 雑費 | 1,948,981 | |
| 合 計 | | 271,552,927 |

株主資本等変動計算書

アイアート株式会社

自 令和元年11月 1日
至 令和 2年10月31日

単位：円

| | 株主資本 | | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 50,000,000 | 141,727,204 | 141,727,204 | 191,727,204 | 191,727,204 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | 26,366,065 | 26,366,065 | 26,366,065 | 26,366,065 |
| 当期変動額合計 | - | 26,366,065 | 26,366,065 | 26,366,065 | 26,366,065 |
| 当期末残高 | 50,000,000 | 168,093,269 | 168,093,269 | 218,093,269 | 218,093,269 |